

2026 年 1 月 13 日

約款購入者（利用者）の皆様へ

民間(七会)連合協定  
工事請負契約約款委員会  
委員長 古阪 秀三

民間(七会)連合協定マンション修繕工事請負契約約款の改正について  
(お知らせ)

2025 年 12 月改正建設業法（令和 6 年 6 月公布）が全面施行され、また同時に中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款及び民間工事標準請負約款が改正されたことを受け、民間(七会)連合協定工事請負契約約款を 2025 年（令和 7 年）12 月 12 日付で改正致しました。

これに伴い、民間（七会）連合協定マンション修繕工事請負契約約款を改正致しましたので、お知らせいたします。

今回の改正は、当該約款の基となっている民間（七会）連合協定工事請負契約約款の改正に伴うものであり、その他の部分における新たな条文の追加等はありません。

1. 改正内容 ⇒ 新旧対照表ご参照（当委員会HPに掲載）

2. 約款改正日 2026 年（令和 8 年）1 月 13 日  
（改正版約款の販売開始予定日は、2026 年 3 月以降となる予定。）

3. 現行約款への対応

当委員会では、上記のとおり 2026 年（令和 8 年）1 月 13 日付で約款を改正したことから、改正日以降に現行約款を使用される場合には、以下の要領でご使用いただくことを推奨いたします。

- ① 契約書の特記事項欄に「添付新旧対照表記載の 2026 年 1 月 13 日付改正約款の内容をこの契約の内容とする。」と特約し、発注者・受注者双方が合意する。（委員会HP掲載の契約書式をダウンロードして使用）
- ② 「新旧対照表」を契約書と一体として、発注者・受注者双方が割印をして編綴する（綴じ込む）。

（上記「新旧対照表」及び要領は当委員会HPに掲載。）

以上